胆 社 福 第 2 4 3 7 号
令和8年（2026年）7月14日

各障害児入所施設　　施設長　様
各障害児通所支援事業所　管理者　様

北海道胆振総合振興局保健環境部社会福祉課長

令和８年度障害児安全安心対策事業（性被害防止対策支援事業）に係る所要額等調査の実施について

日頃から本道の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り､厚く御礼申し上げます。

さて、道では、国庫補助を活用して、対象事業所への設備導入を進めるにあたり、所要額等を把握するため、調査を実施することとしましたので、補助事業の活用・申請を希望される場合は、次により調書を提出いただきますようお願いします。

なお、障害児安全安心対策事業のICTを活用したこどもの見守り支援事業及び登降園管理システム支援事業は、別途所要額調査を行いますので申し添えます。

記

１　提出様式
R8度障害児安全安心対策事業（性被害防止対策支援事業）所要額等調書

２　提出先
下記担当　メールにて提出をお願いします。

３　提出期限
令和８年７月２４日（金）※厳守

４　留意事項
（１）今回、提出がない場合はその後、補助の対象となりません。
（２）今回の所要額調査に基づき、計画を採択した場合、後日制定する道の補助要綱により交付申請に至りますが、本調査の回答をもって、補助が認められるものではありませんのでご理解をお願いします。
（３）本調査は、令和８年４月１日から実施するものを対象とします。
（４）本補助金は、こどもの性被害防止のための設備の購入等に要する経費が対象です。
（５）調書の作成に当たっては、様式内の記載上の注意を参照の上作成してください。
（６）補助率は、国１/２、道１/４であり、事業所負担が１/４となる予定です。

５　添付書類
（１）障害児安全安心対策事業の実施について
（令和7年2月26日付けこ支障第29号こども家庭庁支援局長通知）
（２）令和8年度(令和7年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について
（令和8年6月23日こ支虐第260号こども家庭庁長官通知）

主査（地域福祉）　若月　智司
☎0143-24-0782　wakatsuki.tomoji@pref.hokkaido.lg.jp